

(例規 96)

「注意」の乱数表等の取扱要領について (通達)

昭和 56 年 5 月 1 日

陸幕運第 166 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号 令和 5 年 3 月 30 日陸幕指通第 79 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

「注意」の乱数表等の取扱要領について (通達)

標記について、昭和 56 年 5 月 1 日以降別紙のとおり実施されたい。

なお、陸幕通第 413 号 (47. 12. 14)「限定の乱数表等の取扱要領について (通達)」(例規 96) は、昭和 56 年 4 月 30 日をもって廃止する。

添付書類 : 別紙

「注意」の乱数表等の取扱要領

「注意」の乱数表及び暗号に関連する物件の取扱いについては、「暗号の秘密保全に関する達」（陸上自衛隊達第44-3号（43.12.21））に規定するもののほか、次によるものとする。

- 1 「注意」の乱数表等の取扱上の責任者（以下「責任者」という。）を明確にしておくものとする。
- 2 「注意」の乱数表等を送達するときは、努めて隊員が携行する。
- 3 接受及び保管については、簿冊に記録し、これを明確に行うものとする。
- 4 保管容器は、かぎのかかる鋼鉄製の箱とする。
- 5 責任者は、自ら保管する乱数表等を廃棄する場合は、第3項に掲げる簿冊に記録し、責任者の職務上の上級者が指定する隊員の立会いの下に廃棄するものとする。